

※令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託仕様書（案）です。今後の協議調整等により変更される場合があります。

令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託仕様書（案）

この仕様書は、優先交渉権者と石岡市（以下「本市」という。）が契約を締結するに当たっての仕様を案として整理したものです。企画提案書作成の参考として活用してください。

なお、本市との協議により、仕様の内容を部分的に変更することは可能です。

本業務の実施要領に掲げる趣旨及び目的を十分に理解した上で、幅広い視野での効果的かつ効率的な企画提案を期待します。

1 業務名

令和 6 年度府中小学校建設基本構想策定業務委託

2 業務目的

本業務は、令和 3 年度に実施した府中小学校校舎・屋内運動場耐力度調査業務の結果を踏まえて今後着手する府中小学校の建設工事の設計業務に向け、学びの空間の考え方や地域特性を踏まえたコンセプト、配置計画等をまとめることを目的とする。

3 履行場所

石岡市若松一丁目 11 番 18 号 地内

4 標準履行期間

180 日間

5 業務内容

受注者は、事業目的に基づき、石岡市教育委員会担当者と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。なお、石岡市教育委員会担当者は総括管理職員として本業務の総括管理を担当する部署の職員をいう。

(1) 与条件等の整理

- ・建築予定地の敷地条件について、法的規制、基本的制約条件、周辺近隣状況を調査し、教育委員会が提供する埋蔵文化財の情報と合わせて整理すること。

(2) 配置計画案の検討

- ・与条件等、関係者による会議（以下、「懇談会」という。）における意見、石岡市教育委員会が実施するアンケート調査の分析結果を勘案し、配置計画案（外構含む）を検討すること。なお、配置する施設としては、管理・教室棟、教室棟、屋内運動場及び学童

施設とする。

- ・配置計画案の検討にあたっては、鳥瞰図等を作成し、新校舎等のイメージが視覚的にわかりやすいよう配慮すること。
- ・特に国指定特別史跡に隣接する小学校であることを踏まえ、本市の文化振興課とも密に連携し、配置計画の検討の他、試掘等のスケジュールも考慮しつつ本業務を進めること。

(3) 建築コンセプトの検討

- ・新校舎等の特徴を与条件等や懇談会における意見、アンケート等を踏まえ、学びの空間としてのコンセプトを検討する。石岡市総合計画、石岡市教育大綱及び石岡市教育推進計画を勘案し、それぞれの目標の実現を目指すとともに、文部科学省「小学校施設整備指針」（令和4年6月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）及び「今後の学校施設の在り方に関する報告書について（令和4年3月31日3文科施第353号）」で紹介されている「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」、「エコスクール・プラス実施要項」（令和4年1月28日3文科施第376号外）、「2050年カーボンニュートラルの実施に資する学校施設のZEB化の推進について」（令和5年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）の内容も踏まえること。
- ・特に国指定特別史跡に隣接する小学校であることを踏まえ、文化振興課とも密に連携し、建築コンセプトを検討すること。

(4) 必要諸室面積及びゾーニングの検討

- ・石岡市教育委員会担当者や府中小学校教員等と協議し、必要諸室のコマ数及び面積を検討すること。
- ・児童の安全面や地域開放、災害時の避難所活用等を視野に入れたゾーニングを検討すること。
- ・平面計画（フロア構成含む）、簡易的なイメージパース等により、空間構成を検討すること

(5) 各種資料等の作成

- ・懇談会等での説明に必要な資料を適宜提案・作成すること。

(6) 想定事業費の試算

- ・コンセプトや配置計画を踏まえた想定事業費の試算をすること。
- ・公立学校施設整備費負担金を財源とし、必要に応じてエコスクール等に関する加算も検討すること。

6 業務計画書の提出

受注者は、業務着手に先立ち、次に掲げる書類を石岡市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 管理技術者届
- (2) 業務実施計画書及び工程表
- (3) その他、石岡市の指示により提出を求められた書類

7 成果品の提出

- (1) 業務実施計画書 A 4 判 1 部
- (2) 業務完了報告書 A 4 判 1 部
- (3) 業務報告書 A 4 判 1 部
- (4) 基本構想 A 3 判カラー簡易製本 5 部

※与条件等、配置計画案、建設コンセプト、必要諸室面積、ゾーニング、懇談会実施結果、アンケート調査の分析結果、想定事業費を含むこと。

- (5) 電子納品 上記(1)～(4)について同じデータを教育委員会担当者が指定する形式により電子データでも提出すること。

8 参考情報

(1) 令和6年5月1日現在における各諸室等の数および面積

管理・教室棟1、教室棟1 合計 4,525 m²

- ・普通教室 12 室
- ・特別支援学級 8 室
- ・理科室 1 室、準備室 1 室
- ・図書室 1 室
- ・家庭科室 1 室、準備室 1 室
- ・図工室 1 室、準備室 1 室
- ・音楽室 1 室、準備室 1 室
- ・I T 教室 2 室、準備室 2 室
- ・多目的室 5 室
- ・資料室 4 室
- ・会議室 2 室
- ・更衣室 1 室
- ・放送室 1 室
- ・相談室 1 室
- ・印刷室 1 室
- ・校長室 1 室
- ・職員室 1 室
- ・保健室 1 室
- ・配膳室 1 室

屋内運動場 1 棟 : 857 m²

学童施設 4 室 合計 236.25 m²

(2) 現在の児童数と将来推計

令和6年度	令和11年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
407 名	374 名	295 名	255 名	234 名

9 その他

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守するとともに、石岡市教育委員会担当者と必要に応じて適宜協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受注者は、本業務に関わる石岡市の業務支援者として、本業務に関わる関係者との協議事項や質疑が行われた場合には、石岡市に代わる者として対応すること。この際、受注者は関係者に対し、石岡市の業務支援者であること及びその役割を明らかにするとともに、公正で中立的な立場を厳に保持するものとする。
- (3) 本業務に係る費用は、全て本業務の委託料に含めるものとする。
- (4) 石岡市教育委員会担当者は、管理技術者など、その他受託者が本業務を遂行するために使用している者について、本業務の遂行につき著しく不相当と認められる者があるときには、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができる。
- (5) 受注者は、(4)の請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を石岡市に通知しなければならない。
- (6) 本業務履行の過程において、受託者が作成した基礎データ等の資料を石岡市が求めた場合は、受注者は可能な限り資料の提供に対応すること。
- (7) 石岡市が本業務履行の進捗状況の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。
- (8) 本業務で履行した内容はすべて石岡市の所有とし、調査結果についても承諾なくして、貸与、公表、使用してはならない。なお、石岡市に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後石岡市及び石岡市教育委員会が使用するにあたり、支障のないものとする。
- (9) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに石岡市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (10) 本業務の履行場所が、国指定特別史跡に隣接する小学校であることを踏まえ、文化振興課とも密に連携し、埋蔵文化財などに関する影響を常に勘案して本業務に従事すること。
- (11) その他この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。